

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 六
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 六
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 六
 - 土地改良法により換地処分をした件 六
 - 福島県教育委員会 六
 - 福島県立高等学校則の一部を改正する規則 六
 - 福島県人事委員会 六
 - 平成二十八年年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を行う件 六

告 示

福島県告示第八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十八年二月十九日から同年六月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字下山本字愛宕平六番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社カワチ薬品

- 代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二
住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社カワチ薬品
代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二
住所 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十八年十月五日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千四百九十九平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 六十二台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 三十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 七十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 十一立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前七時
（二）閉店時刻 午後十時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 二か所
（一）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十八年二月四日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田第二土地区画整理地内百二十一街区二号ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から平成二十八年二月三日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月十日認可した。
平成二十八年二月十九日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十八年二月四日原地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
平成二十八年二月十九日

福島県知事 内堀雅雄
（農地管理課）

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年二月十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島県立川俣高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島県立保原高等学校の項中「六四〇人」を「六〇〇人」に改め、同表福島県立安達高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立岩瀬農業高等学校の項中

一〇〇人
一〇〇人

ヒューマンサイバニクス科	四〇人
生物工学科	八〇人
生物生産科	一〇〇人

生物工学科
生物生産科
園芸科学科
環境工学科
食品科学科
生産情報科

二〇〇人
二〇〇人
二〇〇人
二〇〇人

を

園芸科学科	二二〇人
環境工学科	二二〇人
食品科学科	二二〇人
アグリビジ ネス科	四〇人
生産情報科	八〇人

に改め、同表福島県立光南高等

学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立石川高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立船引高等学校の項中「四四〇人」を「四〇〇人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「五六〇人」を「五二〇人」に改

め、同表福島県立猪苗代高等学校の項中

国際観光科	一一〇人
-------	------

を

国際	観光	ス
----	----	---

に改め、同表福島県立田島高等学校の項中「三六〇人」を「三

ビジネス	四〇人
観光科	八〇人

二〇人」に改め、同表福島県立磐城桜が丘高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」に改め、同表福島県立平商業高等学校の項中「二二〇人」を「二六〇人」に改め、同表福島県立いわき光洋高等学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立小名浜高等学校の項中「二四〇人」を「二〇〇人」に改め、同表福島県立四倉高等学校の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項及び福島県立浪江高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立富岡高等学校の項中「一六〇人」を「八〇人」に改め、同表福島県立双葉翔陽高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立ふたば未来学園高等学校の項中「一五二人」を「三

一二人」に改め、同表福島県立小高工業高等学校の項中

機械科	一一〇人
電気科	一一〇人

を

機械科	一六〇人
電気科	二二〇人
産業革新科	四〇人
工業化学科	八〇人

に改める。

別表第二福島県立浪江高等学校津島校の項中「八〇人」を「四〇人」に改める。
附 則
 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 (高校教育課)

福島県人事委員会

公告第一号

平成二十八年年度福島県警察官採用候補者試験(特別募集)を次のとおり行います。
 平成二十八年二月十九日
 福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
警察官A (男性・ 一般) 警察官A (女性・ 一般)	十名程度 三名程度	昭和五十七年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したものの若しくは平成二十八年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとし ます。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、 受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三 三条第三項の規定により従前の例によることとさ

工業化学科 一一〇人

れる準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者

四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多肢選択式)

出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

(二) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

(三) 体力検査

(四) 身体検査(測定方式)

(五) 身体検査(持参方式)

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成二十八年五月八日(日)	福島市	平成二十八年五月二十七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十八年七月二日(土)から同月三日(日)まで	福島市	平成二十八年八月十二日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示する

ほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所(檜葉駐在所、夜の森駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所及び葛尾駐在所を除きます。)において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間
平成二十八年三月十一日(金)から同年四月八日(金)までです(郵便による申込みは、同年四月八日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。

(二) 申込受付時間
月曜日から金曜日まで(平成二十八年三月二十一日(月)を除きます。)の午前八時三十分から午後五時十五分までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十八年四月八日(金)にあつては、午後五時十五分まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、二二二、九〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

合格から採用まで

六 合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―二一五―内線二六二二、二六二六)に問い合わせてください。

別表

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

（採用給与課）